

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

- 特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則 (建築宅地課) 一  
○特定民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則 (同) 三

## 告 示

- 飼料の試験結果の公表 (畜産課) 五  
○保安林の指定の解除 (森林整備課) 六  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 七  
○都市計画の変更 (都市計画課) 七

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 七  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 七

## 収用委員会

- 多田川古川米袋一号事件裁決手続開始決定 八  
○多田川古川米袋二号事件裁決手続開始決定 八  
○大谷川浜大谷川事件について公示による通知 八  
○大谷川浜前原事件について公示による通知 九

## 規 則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十八日

○宮城県規則第六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第三十九条の七第九項及び第十一項」を削る。  
第二条第一項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同条第二項中「図書」の下に「(第二号に掲げる書類にあっては、特定民間再開発事業(以下「本事業」という。)の施行地区内に借地権者がある場合に限る。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 申請に係る本事業の施行地区内の土地の所有者の本事業に対する同意書(本事業により施行地区内の土地の所有権を共有することとなる者)にあっては本事業及び当該共有に対する同意書(土地の所有者の署名押印があるものに限る。)

第二条第二項第八号を削り、同項第七号中「にある」を「における」に、「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る本事業の施行地区内の土地の借地権者の本事業に対する同意書(本事業により施行地区内の土地の借地権を共有することとなる者)にあっては本事業及び当該共有に対する同意書(土地の借地権者の署名押印があるものに限る。)

第二条第二項第九号を次のように改める。

九 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定により定められた条例の写し

第二条第二項第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第三条第一項中「又は第三十九条の七第十一項」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、住民票の写し及び身体上の障害を有することを証する書類(申請者等が身体上の障害を有する場合に限る。)を添付しなければならない。

第四条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

第五条第二号中「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄」を削り、「これら」を「同欄」に改める。

第六条第二号中「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄」を削り、「これら」を「回項」に改める。  
様式第一号を次のとおり改める。

様式第一号 (第2条関係)

特定民間再開発事業認定申請書

※手数料欄

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定により、特定民間再開発事業の認定を申請します。 年 月 日 殿 宮城県知事	申請者 住所 氏名 印	※手数料欄
---	----------------	-------

施行地区 1 所在地 (二号地区・高度利用地区・認定中心市街地の区域・都市再生緊急整備地域・認定集約都市開発事業計画の区域・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域) 2 面積 m <sup>2</sup> (登記・実測)	権利者 氏名又は住所 1 2 3	土地 所在地及び地積 (m <sup>2</sup> ) 1 2 3	借地権 借地権の目的とする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) 1 2 3	建物 借地権の目的とする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) 1 2 3	家屋番号 1 2 3	用途 1 2 3	備考 1 2 3
認定集約都市開発事業の当否 (該当 年 月 日 非該当) 認定年月日整備総合交付金の交付の当否 (該当 年 月 日 非該当) 認定集約都市開発事業の当否 (該当 年 月 日 非該当) 認定年月日整備総合交付金の交付の当否 (該当 年 月 日 非該当)	事業の概要 中高層耐火建築物の概要 1 所在地の用途地域 2 主たる用途 3 敷地面積 m <sup>2</sup> 4 建築面積 m <sup>2</sup> 5 建ぺい率 % 6 延べ面積 m <sup>2</sup> 7 容積率 % 8 構造 9 地上階数 10 確認済証の交付年月日及び番号 年 月 日 第 号 都市施設等の用地の状況 名称 面積 建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況 中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況 1 所有権の共有 2 借地権の共有						
※受付欄							
※認定欄							

備考

- 1 ※のある欄には記載しないこと。
- 2 「申請者」については、中高層耐火建築物の建築主の住所及び氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 「施行地区」の欄中「所在地」については、施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）、高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に掲げる地区として定められた地区）、認定中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定するもの）の区域、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法第2条第3項に規定する地域）、認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する計画）の区域、防災街区整備地区計画（都市計画法第12条の4第1項第2号に規定する計画）の区域又は沿道地区計画（同法第12条の4第1項第4号に規定する計画）の区域のいずれに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 4 「地積」の欄には、登記簿に記載された地積を記載すること。
- 5 「借地権の目的」となっている土地の面積」の欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考4の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においてはその一筆の土地の一部の面積を記載すること。
- 6 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
- 7 「認定集約都市開発事業の当否等」の欄中「認定集約都市開発事業の当否」については、本事業が認定集約都市開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、認定集約都市開発事業である場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載すること。また、本事業が認定集約都市開発事業である場合、「社会资本整備総合交付金の交付の当否」については、社会资本整備総合交付金の交付を受けているか否かに応じ、該当するものを○で囲むこと。さらに、認定集約都市開発事業である場合には特定公共施設の整備をすることが要件とされているので、その「種類」と「名称」とを記載すること。
- 8 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は地区施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第25条の4第2項第2号イ、ロ又はハに掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれに定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。
- 9 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記載すること。
- 10 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 11 施行地区内の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付すること。

「第25条の4第16項」の規定により」と「第25条の4第16項の規定により。」と

第25条の7第11項 } 「第25条の4第2項」及び「第25条の7第9項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の4第2項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第39条の7第9項」及び「第25条の4第2項」及び「租税特別措置法施行令第25条

第二条第二項第七号中「にある」を「における」に、「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定により定められた条例の写し

第二条第二項中第八号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とする。

第二条第三項中「第二百二十九条の五に」を「第二百二十九条の六に」に改め、「以下」認定再開発事業をいう。「」を削り、「第十二号」を「第九号」に、「書類及び」を「書類並びに同法第二百二十九条の六に規定する」に、「第三十七条の十」を「第三十七条の十の表」に、「することができ」を「しなければならない」に改める。

第三条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの  
様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

特定の民間再開発事業認定申請書

租税特別措置法施行令 の民間再開発事業の認定を申請します。 宮城県知事	第20条の2第13項 第38条の4第22項	※手数料欄
	年 月 日 年 月 日 申請者 住所 氏名 印	

施行地区	権利者		土地		借地権		備考
	氏名又は住所	所在地及び地番	地積 (m <sup>2</sup> )	借地権の目的となる土地の所在地及び地番	借地権の目的となる土地の面積 (m <sup>2</sup> )		
1 所在地・高度利用地区・認定中心市街地の区域・都市再生緊急整備地域・認定誘導事業計画の区域・設定集約都市開発事業計画の区域・沿道地区計画の区域 2 面積 m <sup>2</sup> (登記・実測)	1						
	2						
	3						

事業の概要 中高層耐火建築物の概要	認定再開発事業の当否	認定再開発事業の当否	認定再開発事業の当否
	認定集約都市開発事業の当否	認定集約都市開発事業の当否	認定集約都市開発事業の当否
	認定都市社会資本整備総合交付金の交付の当否	認定都市社会資本整備総合交付金の交付の当否	認定都市社会資本整備総合交付金の交付の当否
	特定公共施設の整備：種類（ ）名称（ ）	特定公共施設の整備：種類（ ）名称（ ）	特定公共施設の整備：種類（ ）名称（ ）
	1 所在地の用途地域		
	2 主たる用途		
	3 敷地面積	m <sup>2</sup>	
	4 建築面積	m <sup>2</sup>	
	5 建ぺい率	%	
	6 延べ面積	m <sup>2</sup>	
7 容積率	%		
8 構造			
9 地上階数			
10 確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
都市施設等の用地の状況	名称 面積		
建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況	面積	m <sup>2</sup>	
※受付欄			
※認定欄			



備考

- 1 ※のある欄には記載しないこと。
- 2 「申請者」については、本事業を行う者の住所及び氏名を記載すること。また、申請者  
が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」  
には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 「施行地区」の欄中「所在地」については施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の  
3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）、高度利用地区（都市計画法第8条第  
1項第3号に掲げる地区として定められた地区）、認定中心市街地（中心市街地の活性化に  
関する法律第16条第1項に規定するもの）の区域、都市再生緊急整備地域（都市再生特別  
措置法第2条第3項に規定する地域）、認定誘導事業計画（同法第99条に規定する計画）の  
区域、認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する  
計画）の区域、防災街区整備地区計画（都市計画法第12条の4第1項第2号に規定する計画）  
の区域又は沿道地区計画（同法第12条の4第1項第4号に規定する計画）の区域のいずれ  
に存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該  
当するものを○で囲むこと。
- 4 「地積」の欄には、登記簿に記載された地積を記載すること。
- 5 「借地権の目的となっている土地の面積」の欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的  
としている場合においては、その面積を備考4の例により記載し、借地権が一筆の土地の  
一部を目的としている場合においては、その一筆の土地の一部の面積を記載すること。
- 6 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、  
当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
- 7 「認定再開発事業の当否」の欄中「認定再開発事業の当否」については、本事業が認定  
再開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、認定再開発事業であ  
る場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載すること。
- 8 「認定集約都市開発事業の当否等」の欄中「認定集約都市開発事業の当否」については、  
本事業が認定集約都市開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、  
認定集約都市開発事業である場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載する  
こと。また、本事業が認定集約都市開発事業である場合、「社会資本整備総合交付金の交付  
の当否」については、社会資本整備総合交付金の交付を受けているか否かに応じ、該当す  
るものを○で囲むこと。さらに、認定集約都市開発事業である場合には特定公共施設の整  
備をすることが要件とされているので、その「種類」と「名称」とを記載すること。
- 9 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内において計画されている都市計画施  
設又は地区施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第20条の2第13項第2号又は  
第38条の4第22項第2号中に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区  
域の区分に応じそれぞれこれらの中のものに定める施設）の名称及びこれらの施設の利用に供す  
ることとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。ただし、本事業が認定再開発事業  
である場合には、都市再開発法施行規則様式第25の7の欄中【公共施設の規模】に記載さ  
れた公共施設の用に供する敷地面積を記載すること。
- 10 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条  
の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とさ  
れる空地率及び申請に係る事業における空地率を記載すること。ただし、本事業が認定再  
開発事業である場合には、記載することを要しない。
- 11 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 12 施行地区内の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利  
者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付する  
こと。

業名称「」並びに「下記の事業は」や「に規定する」や「の規定により、」並びに「(2) 面積」や「(2)

面積 (㎡)」並びに「地区計画の区域の名称 ( )」や

「認定中心市街地の区域の名称 ( )」

都市再生緊急整備地域の名称 ( )

認定誘導事業計画の区域の名称 ( )

認定集約都市開発事業計画の区域の名称 ( )

・ 社会資本整備総合交付金の交付の当否 (該当 ・ 非該当)

・ 特定公共施設の整備：種類 ( ) 名称 ( )

面 積

(施行期日)

1 1)の規則が、公布の日から施行する。

(経費措置)

2 改正前の特定の民間再開発事業認定事務施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のな  
いものについては、当分の間、改正後の特定の民間再開発事業認定事務施行細則の規定によるもの  
を定める。

告 示

○宮城県告示第百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七  
項の規定により、平成二十八年十二月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査  
平成28年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地 キリンビール株式会社 仙台工場 仙台市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 乳・肉牛用混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 モルトレージパックス	製造(輸入)年 H2812	試験項目 重金属-鉛、水銀、カドミウム	違反の有無及び違反の内容 無
---	------------	---------------------------	----------------------------	------------------	------------------------	-------------------

栄養成分に関する検査  
平成28年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の内容
仙台飼料株式会社 本社工場 仙台市	同左	明治配合飼料あおぼ3号	H2812	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
仙台飼料株式会社 本社工場 仙台市	同左	フエード・ランスーパー黒 マゴ仕上	H2811	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
IA全農北日本くみ あい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料繁殖かあ ーちゃん	H2812	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
IA全農北日本くみ あい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料たまご工 房DX	H2812	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町志津川字権現九二の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚こぎ
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
白坂沢	土石流	宮城県七ヶ浜町花測浜白坂（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防務所 仙台土木事務所
古館	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町花測浜古館、字寺坂（次の図のとおり）		
天神堂	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町花測浜天神堂（次の図のとおり）		
後田1	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷、字洞坂（次の図のとおり）		
汐見台の2	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町汐見台三丁目（次の図のとおり）		
坂口	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡（次の図のとおり）		
後田2	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字後田、字浜屋敷、字西沢田（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第十八條第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域  
宮城県利府町 沢乙字白石沢、同字唄沢の各一部
- 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域  
なし

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十條第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
巨理郡山元町高瀬字合戦原百番の一部（五工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
山元町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 高解像度ネットワーク監視カメラ賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 落札者を決定した日 平成二十八年十二月二十二日
- 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 落札金額 三千八百九十万五千九百二十円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札の公告を行った日 平成二十八年十一月十一日

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年2月28日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
- 2 事業の種類 一般河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（右岸：宮城県大崎市三本木蒜袋字古鹿島地内から同市三本木蒜袋字東谷地地内まで）

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県大崎市古川米袋字境

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
5番	墓地	墓地	514	515.04	369.35	7.29
6番	墓地	墓地	505	505.63	348.97	6.50
7番	墓地	墓地	510	510.04	346.97	6.80

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分204分の1 高嶋 敏幸  
宮城県大崎市古川諏訪一丁目1番8号  
持分238分の1 氏家 忠夫  
住所・常居所不明 ただし、判明した最終の住所、神奈川県横浜市神奈川区神之木台18番地
- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年2月20日

○宮城県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年2月28日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
- 2 事業の種類 一般河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（右岸：宮城県大崎市三本木蒜袋字古鹿島地内から同市三本木蒜袋字東谷地地内まで）

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 宮城県大崎市古川米袋字多田川

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
9番1	原野	原野	316	316.98	126.30

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分45分の1 平間 清之  
住所・常居所不明 ただし、戸籍の附票の住所、宮城県柴田郡大河原町大谷字荒屋敷後84番地
  - 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
  - 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成29年2月20日
- 宮城県収用委員会告示第9号  
大谷川浜大谷川事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。
- 平成29年2月28日



宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類  
平成29年 2月 3日付け宮収第56号 土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決申立て並びに審理の開催についての通知書

2 通知を受けるべき者

高橋 政人 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所 神奈川県川崎市中原区市ノ坪270番地  
ザイラドフファミリーユ302佐藤方

阿部 清美 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所 宮城県牡鹿郡女川町出島字出島79番地の1

○宮城県収用委員会告示第10号

大谷川浜前原事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年 2月28日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年 2月 3日付け宮収第57号 審理の開催についての通知書

2 通知を受けるべき者

宮城県石巻市大谷川浜前原35番の登記記録表題部記載「外5名」 住所不明